

### 第13章 近畿運輸局長の意見に対する事業者の対応

近畿運輸局長の意見とそれに対する事業者の対応を次に示す。

表 13-1-1(1) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>奈良線第2期複線化事業（JR藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）（以下「本事業」という。）は、単線区間が介在することによる運行の安定性が低いこと等の課題に対応するため、西日本旅客鉄道株式会社（以下「本事業者」という。）が複線化を実施するものである。</p> <p>平成27年12月18日、本事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）に対する環境大臣意見が国土交通大臣を経由して近畿運輸局長に送付された。この環境大臣意見においては、本事業による環境影響を回避・低減させるため別紙の措置を講ずるとともに、その旨を評価書に記載することを求めている。</p> <p>近畿運輸局としては、この環境大臣意見を勘案し、本事業者が別紙の措置を講じることにより、本事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされるよう求める。また、本事業沿線は、住宅が密集し、学校、病院等の環境保全に配慮が必要な施設が立地する地域である。さらに世界文化遺産に登録されている平等院や宇治上神社が存在し、周辺景観との調和が求められていることから、本事業を円滑に実施するにあたっては、事業説明会や工事説明会等の場を活用した上で、地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明することを求める。</p>	<p>本評価書に記載している環境保全措置を適切に講じることにより、本事業による環境影響を回避・低減させるよう配慮します。また、本事業沿線は、住宅が密集し、学校や病院等の環境保全に配慮が必要な施設が存在し、宇治川周辺の地域は重要な文化的景観を有する地域でもあり、周辺景観との調和が求められていることから、工事を実施する前には周辺住民に対して工事内容や期間について工事説明会等の場を活用した上で、地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明します。</p>

表 13-1-1(2) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>奈良線第2期複線化事業（JR藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）は、JR奈良線のうちJR藤森～宇治、新田～城陽及び山城多賀～玉水間について、単線区間が介在することによる運行の安定性が低いこと等の課題に対応するため、複線化するものである。</p> <p>JR奈良線沿線は、住居が密集し、学校、病院等特に環境保全に配慮が必要な施設が立地する市街地が形成されている。特に、JR藤森駅～宇治駅間は、都市計画区域の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域に指定され、良好な住環境を守るための地域が隣接している。また、地下水の利用が多い地域であり、上水道の取水地点が存在する。さらに、宇治川周辺は、世界文化遺産に登録されている平等院や宇治上神社が存在し、重要な文化的景観を有している。</p> <p>本事業は、このような地域において、単線区間計14kmを複線化する計画であり、列車走行に伴う住居等保全対象への騒音及び振動の影響が懸念される。また、地盤改良工事による地下水環境への影響が懸念される。さらに、橋梁等工作物の設置に伴う宇治川周辺の重要な文化的景観への影響が懸念される。</p> <p>このため、本事業による環境影響を回避・低減させるよう、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>JR奈良線沿線は、住居が密集し、学校、病院等特に環境保全に配慮が必要な施設が立地する市街地が形成されております。また、地下水の利用や重要な文化的景観を有する地域でもあることから、これらの保全対象に対して、本事業による環境影響を回避・低減させるよう、適切な環境保全措置を講じることを本評価書に記載します。</p>

表 13-1-1(3) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>1. 総論</p> <p>事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。</p> <p>①事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。</p> <p>②追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。</p> <p>③調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。</p>	<p>事業実施に当たっては、以下の取組を実施します。</p> <p>①事後調査及び環境監視を適切に実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じます。</p> <p>②追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討を行います。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、主要な論点及び対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保します。</p> <p>③調査の結果については、環境影響の程度を分析し、環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表します。</p>

表 13-1-1(4) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>2. 各論</p> <p>(1) 列車走行に伴う騒音及び振動について</p> <p>本事業の供用に当たり、複線化による列車速度の向上、列車のすれ違い及び線路中心線の沿線住居への近接等により、列車走行に伴う沿線住居等への騒音及び振動の影響が懸念される。また、本事業は輸送力の増強を目的とする計画ではないが、今後のJR奈良線の利用者数の推移、JR奈良線沿線の社会状況の変化等を踏まえ、本事業に伴う環境影響を適切に把握する必要があることから、以下の措置を講ずること。</p> <p>①列車走行に伴う騒音について、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日、環大-174号)に規定されている大規模改良線の指針の達成に向け、音源対策を基本として、下記(イ)～(ニ)を講じ、住居等保全対象への騒音影響を回避・低減すること。</p> <p>(イ) 本事業の実施に当たり、下記[i]～[iii]をはじめとする適切な環境保全措置を講じ、転動音、車両機器音及び構造物音の低減を図ること。</p> <p>[i] 転動音の低減措置：分岐器設置及び改変しない区間を除く本事業区間のロングレール化並びに軌道及び車両の維持管理</p> <p>[ii] 車両機器音の低減措置：103系車両からの代替を図ることによる低騒音型機器搭載車両の導入推進</p> <p>[iii] 構造物音の低減措置：鉄橋におけるコンクリート床版化の極力導入</p>	<p>列車走行に伴う騒音について、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日、環大-174号)に規定されている大規模改良線の指針の達成に向け、音源対策を基本として以下の措置を講じ、住居等保全対象への騒音影響を回避・低減します。</p> <p>[i] 本事業区間において、列車の折り返しや待避を行うために必要な分岐器設置区間及び本事業で改変しない区間を除いては、ロングレール化を実施します。あわせて、レール頭面の平滑性の維持、レールの歪み直し、道床バラストの締固め・補充、車輪転削等、軌道及び車両の適切な維持管理を実施します。</p> <p>[ii] 当社の車両取替え計画においては、103系車両を優先的に廃棄していくことになっております。JR奈良線の取替え時期は現時点で未定ですが、順次取替えを進めるなかで、引き続き低騒音型機器搭載車両の導入推進に努めます。</p> <p>[iii] 本事業の実施にあたっては、可能な限り鉄橋におけるコンクリート床版化の計画構造を採用することを基本として、関係管理者との協議を進めております。</p>

表 13-1-1(5) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>(ロ) 本評価書の予測地点以外の区間においても、住居等保全対象の立地条件を勘案した上で、上記指針の達成に必要な騒音低減効果を有する防音壁の設置を基本とする適切な環境保全措置を講じ、騒音影響を低減すること。</p> <p>また、防音壁の設置について、沿線住民からの意見を踏まえ、日照阻害や住居等保全対象からの圧迫感等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等を決定すること。</p>	<p>予測地点以外の区間においても、住居等保全対象の立地条件を勘案した上で、防音壁の設置を基本とする適切な環境保全措置を講じ、騒音影響を低減します。なお、検討した保全措置の内容や効果及び日照に与える影響や圧迫感等について、工事の実施前に沿線住民に対して丁寧な説明を行ったうえで、住民からの意見に配慮し、最終的な位置、高さ、材質等を決定します。</p>
<p>(ハ) ロングレール化が困難な分岐器設置区間は、他区間と比較して衝撃音による騒音影響が大きくなるおそれがあるため、適切な防音壁を確実に設置すること。</p>	<p>本事業区間において、新たに分岐器を設置する箇所につきましては、防音壁を確実に設置します。</p>
<p>(ニ) 掘割構造の壁面等からの反射音に伴う住居等保全対象への影響を、防音壁の設置等により適切に低減できない場合は、反射音の発生対象物における吸音材の設置等、適切な環境保全措置を講じ、反射音を低減すること。</p>	<p>掘割構造の壁面等からの反射音に伴う住居等保全対象への影響を、防音壁の設置等により適切に低減できない場合は、法面等に吸音材を設置する等、現地の状況にあわせて適切な環境保全措置を講じ、反射音を低減します。</p>
<p>②列車走行に伴う振動について、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日、環大特32号）に規定されている指針の達成に向け、振動源対策を基本として、ロングレール化、枕木の高剛性化・重量化、軌道及び車両の維持管理等、適切な環境保全措置を講じ、住居等保全対象への振動影響を回避・低減すること。また、上記（1）①の騒音対策と連携して効果的に実施すること。</p>	<p>上記（1）①の騒音対策と連携してロングレール化、枕木の高剛性化・重量化、軌道及び車両の維持管理等適切な環境保全措置を効果的に講じ、住居等保全対象への振動影響を回避・低減します。</p>
<p>③列車走行に伴う騒音及び振動に係る事後調査を適切に実施し、その測定結果が上記指針を達成しない場合は、住居等保全対象の立地条件を勘案した上で、それら指針の達成に必要な追加的な環境保全措置を講じ、列車走行に伴う騒音及び振動の影響を低減すること。</p>	<p>鉄道施設の供用後、鉄道工事及び防音壁等の環境保全措置の施工が全て完了した時点で事後調査を適切に実施します。事後調査の結果、指針を達成しない場合は、住居等保全対象の立地条件を勘案した上で、指針の達成に必要な追加的な環境保全措置を講じ、列車走行に伴う騒音及び振動の影響を低減します。</p>

表 13-1-1(6) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>④本事業の供用に当たり、本評価書における列車走行に係る予測条件が変更し、環境影響が大きくなるおそれがある場合は、列車走行に伴う騒音及び振動に係る影響について調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>列車速度や列車本数等に係る予測の前提条件が具体化する中で、環境影響が大きくなるおそれがある場合は、供用前までに調査・予測・評価を実施し、適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>(2) 地下水について 対象事業実施区域周辺の地域は、地下水が多く利用されており、本事業の地盤改良工事の実施に伴い、地下水環境への影響が懸念されるため、地下水に係る調査を適切に実施し、その結果に基づき適切な工法を採用するとともに、施工前に六価クロムの溶出量が環境基準値以下であることを確認すること。また、地元関係者等からの助言を踏まえ、地下水質に関する環境監視を適切に実施すること。</p>	<p>施工前には地質調査を適切に実施し、地下水へ影響を与えないように適切な工法を採用するとともに、地盤改良工事を実施する場合には、施工前に六価クロムの溶出量が環境基準値以下であることを確認します。また、地元関係者等からの助言を踏まえ、地下水質に関する環境監視を適切に実施します。</p>
<p>(3) 景観について 宇治川周辺の地域は、世界文化遺産に登録されている平等院や宇治上神社が存在し、重要な文化的景観を有しているため、本事業の工作物の設置に伴い当該地域の重要な景観の資質が損なわれないようにすること。特に、宇治川渡河区間の橋梁について、地域住民や専門家等からの意見を踏まえ、宇治川上流部の重要な眺望景観への介在の程度が小さく、周辺景観との調和が図られる構造、位置等を採用すること。</p>	<p>宇治川周辺の地域は、重要な文化的景観を有しているため、本事業の工作物の設置に伴い当該地域の重要な景観の資質が損なわれないよう配慮します。特に、宇治川を渡河する橋梁については、「宇治市まちづくり審議会部会」の委員等の意見を踏まえ、宇治川上流部の重要な眺望景観への介在の程度が小さく、周辺景観との調和が図られる構造、位置等を採用していきます。</p>
<p>(4) 温室効果ガスについて 温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比▲26.0%の水準とする国の二酸化炭素排出削減目標である「日本の約束草案」を踏まえ、本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、以下の措置を講ずること。 ①省エネ車両の導入、駅施設の改良に伴う省エネ設備の採用等により、供用時の省エネ化を図り、供用時の温室効果ガス排出量を削減すること。</p>	<p>本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、以下の措置を講じます。 ①103系車両の取替えに伴う回生ブレーキ車両の導入推進や駅施設の改良に伴うエスカレーターの微速待機運転機能や節水トイレ等の省資源型衛生器具の採用等により、供用時の省エネ化を図り、供用時の温室効果ガス排出量を削減します。</p>

表 13-1-1(7) 近畿運輸局長の意見と事業者の対応

近畿運輸局長の意見	事業者の対応
<p>②低燃費型建設機械、LED照明及び混合セメント等の採用並びに温室効果ガスの排出削減に留意した効率的な施工等により工事を実施し、工事時の温室効果ガス排出量を削減すること。</p>	<p>②工事の実施においては、低燃費型建設機械、高効率照明及び混合セメント等の採用並びに温室効果ガスの排出削減に留意した効率的な施工等により工事を実施し、工事時の温室効果ガス排出量を削減します。</p>